

各係の担当事務

課等	係	標準的な事務分掌
町長公室	秘書人事係	(1) 町長の秘書用務に関する事。 (2) 儀式、褒賞及び表彰に関する事。 (3) 職員の定数及び配置に関する事。 (4) 職員の人事記録の管理に関する事。 (5) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 (6) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。 (7) 職員の研修に関する事。 (8) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。 (9) 職員の公務災害補償に関する事。 (10) 職員の人事評価及び人材育成に関する事。 (11) 職員団体に関する事。 (12) 香川縣市町村職員共済組合及び香川縣市町総合事務組合に関する事。 (13) 特別職報酬等審議会に関する事。 (14) 国際交流に関する事。 (15) その他課内庶務に関する事。
	情報広報係	(1) 情報政策の立案、調整及び推進に関する事。 (2) 情報ネットワーク管理に関する事。 (3) 情報セキュリティに関する事。 (4) 個人番号制度に関する事。 (5) 情報公開に関する事。 (6) 個人情報保護に関する事。 (7) 広報及び広聴活動に関する事。 (8) 町広報の編集及び発行に関する事。 (9) 町勢要覧の編集に関する事。 (10) 自治会及び自治連合会に関する事。 (11) 地縁団体に関する事。 (12) 各種団体の連絡調整に関する事。
総務課	行政係	(1) 選挙管理委員会に関する事。 (2) 行政手続に関する事。 (3) 行政相談に関する事。

	(4) 行財政改革に関すること。 (5) 地方分権に関すること。 (6) 固定資産評価審査委員会に関すること。
財政係	(1) 予算に関すること。 (2) 財政の計画及び調整に関すること。 (3) 起債及び一時借入金に関すること。 (4) 地方交付税に関すること。 (5) 財政事情の公表に関すること。 (6) 資金の調達及び収支の調整に関すること。 (7) 財政調整基金及び減債基金に関すること。
庶務係	(1) 公布式、公告式その他令達に関すること。 (2) 公印の管理に関すること。 (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。 (4) 議会及び議案に関すること。 (5) 条例、規則、規程等に関すること。 (6) 例規集等の編集に関すること。 (7) 当直に関すること。 (8) 役場庁舎の管理及び取締りに関すること。 (9) 地域交流センターの管理運営に関すること。 (10) 物品の購入及び管理に関すること。 (11) パークアンドライド駐車場に関すること。 (12) その他課内庶務に関すること。
管財契約係	(1) 公有財産の取得及び処分に関すること。 (2) 公有財産台帳の整理保管に関すること。 (3) 公有財産の登記嘱託に関すること。 (4) 公有財産の使用許可及び貸付けに関すること。 (5) 公有財産及び借用物件の災害共済に関すること。 (6) 土地開発公社に関すること。 (7) 入札及び契約に関すること。 (8) 入札参加資格に関すること。
交通法務監理係	(1) 交通安全対策に関すること。 (2) 町有車両の総合管理に関すること。 (3) 役場庁舎等の秩序維持に関すること。 (4) 行政上の不当行為等の措置に関すること。 (5) 生活安全に関すること。 (6) 交通安全に関すること。

政策課		(7) 丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会に関する事。
	危機管理係	(1) 災害対策本部に関する事。 (2) 国民保護協議会に関する事。 (3) 国民保護計画に関する事。 (4) 防災会議に関する事。 (5) 水防計画に関する事。 (6) 防災施策に関する調整及び統括に関する事。 (7) 地域防災計画に関する事。 (8) 自衛官募集事務に関する事。 (9) その他危機管理に関する事。
	政策企画係	(1) 町政の重要施策の企画立案及び総合調整に関する事。 (2) 総合計画に関する事。 (3) 地方創生に関する事。 (4) 行政組織に関する事。 (5) 広域行政に関する事。 (6) 交通政策に関する事。 (7) 官民連携・産官学連携の推進に関する事。 (8) 各種統計に関する事。 (9) SDGs の推進に関する事。 (10) その他課内庶務に関する事。
	まちづくり係	(1) 人口減少対策に関する事。 (2) ふるさと納税に関する事。 (3) 離島振興に関する事。 (4) 地域コミュニティに関する事。
	都市計画係	(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に係る企画及び計画並びに都市計画の決定並びに開発行為に関する事。 (2) 都市計画審議会に関する事。 (3) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に関する事。 (4) 優良宅地造成及び優良住宅新築認定並びに手数料収納に関する事。 (5) 公園及び緑地の維持管理及び改良補修に関する事。

		(6) その他都市計画に関すること。
税務課	徴収管理係	(1) 町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収及び督促に関すること。 (2) 町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。 (3) 徴収の嘱託及び受託に関すること。 (4) 税務証明等に関すること。 (5) その他課内庶務に関すること。
	町民税係	(1) 町民税及び国民健康保険税の調定賦課に関すること。 (2) 介護保険料の調定賦課に関すること (3) 諸税(固定資産税及び都市計画税を除く。)の調定賦課に関すること。 (4) 前3号の審査請求及び減免申請に関すること。 (5) 税制の調査、研究及び企画に関すること。 (6) 後期高齢者医療保険料に関すること。 (7) その他町県民税及び諸税(固定資産税及び都市計画税を除く。)に関すること。
	資産税係	(1) 固定資産の評価及び固定資産税の調定賦課に関すること。 (2) 都市計画税の調定賦課に関すること。 (3) 固定資産税課税台帳及び付図の整備に関すること。 (4) 前3号の審査請求及び減免申請に関すること。 (5) その他固定資産税及び都市計画税に関すること。
住民環境課	住民係	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 印鑑登録に関すること。 (4) 外国人住民に関すること。 (5) 埋火葬許可に関すること。 (6) 身分証明に関すること。 (7) 人口動態統計に関すること。 (8) 住民実態調査に関すること。 (9) 犯歴照会事務に関すること。 (10) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条に関すること。 (11) 船員法(昭和22年法律第100号)に規定する事務

		にすること。 (12) 住居表示にすること。 (13) 公的個人認証サービスにすること。 (14) 個人番号の指定及び通知にすること。 (15) 個人番号カードの交付等にすること。 (16) その他課内庶務にすること。
	人権係	(1) 人権政策の総合的な企画及び推進にすること。 (2) 男女共同参画にすること。 (3) 人権擁護委員にすること。 (4) 人権擁護に関する審議会にすること。 (5) 人権相談(他の所管に属するものを除く。)並びに人権相談に係る連絡及び調整にすること。 (6) 人権・同和問題に係る調査及び研究にすること。 (7) 人権・同和関係団体との連絡及び調整にすること。 (8) その他人権政策にすること。
	環境係	(1) 狂犬病予防にすること。 (2) 動物愛護にすること。 (3) 衛生害虫等の防除にすること。 (4) 環境衛生及び美化にすること。 (5) 排水路の清掃及び維持管理にすること。 (6) 地球温暖化対策にすること。 (7) 環境調査及び汚染源の監視及び指導にすること。 (8) 公害対策にすること(他の所管に属するものを除く。) (9) 環境教育及び環境学習にすること。 (10) 環境基本計画にすること。 (11) 生活排水処理基本計画にすること。 (12) 墓地及び火葬場にすること。 (13) その他環境保全にすること。
リサイクルプラザ	廃棄物係	(1) ごみ処理基本計画にすること。 (2) 一般廃棄物の収集運搬及びその計画にすること。 (3) 一般廃棄物に係る手数料にすること。 (4) ごみの減量化及び再資源化にすること。 (5) 一般廃棄物処理業の許可にすること。 (6) 浄化槽清掃業の許可にすること。

		(7) リサイクルプラザの維持管理に関すること。 (8) リサイクルプラザの庶務に関すること。 (9) その他一般廃棄物に関すること。
高齢者保険課	高齢者係	(1) 高齢者福祉に関すること。 (2) 老人ホームへの入所等の措置に関すること。 (3) 高齢者等に対する虐待防止及び権利擁護に関すること。 (4) 介護予防拠点施設の管理運営に関すること。 (5) 生活支援ハウスの管理運営に関すること。 (6) シルバー人材センターに関すること。 (7) その他課内庶務に関すること。
	介護保険係	(1) 要介護認定及び保険給付に関すること。 (2) 介護保険事業の運営に関すること。 (3) 介護保険事業所等の指定及び監督に関すること。 (4) 地域包括支援センターに関すること。 (5) その他介護保険に関すること。
	保険年金係	(1) 国民健康保険に関すること。 (2) 後期高齢者医療に関すること。 (3) 直営診療所の運営管理に関すること。 (4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく諸届の受付に関すること。 (5) その他国民年金に関すること。 (6) 特別障害給付金に関すること。
健康福祉課	福祉係	(1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。 (2) 重度心身障害者等医療費助成に関すること。 (3) 生活保護に関すること。 (4) 旧軍人、引揚者、戦傷病者、戦没者及び遺族に関すること。 (5) 災害弔慰金に関すること。 (6) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 (7) 民生委員・児童委員協議会に関すること。 (8) 社会福祉協議会に関すること。 (9) 社会福祉団体等に関すること。 (10) 薬物乱用防止に関すること。 (11) その他福祉に関すること。

		(12) その他課内庶務に関すること。
	こども支援係	(1) 子ども・子育て支援施策に関すること。 (2) 保育所(園)に関すること。 (3) 児童館に関すること。 (4) 児童虐待に関すること。 (5) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (6) 子ども・子育て会議に関すること。 (7) 乳幼児等及びひとり親家庭等への医療費助成に関すること。 (8) 母子及び父子福祉に関すること。 (9) その他子ども支援に関すること。
	健康増進係	(1) 健康増進及び健康づくりに関すること。 (2) 母子保健事業に関すること。 (3) 子育て支援事業に関すること(こども支援係に属するものを除く。) (4) 食育に関すること。 (5) 歯と口腔の健康づくり事業に関すること。 (6) 感染症予防に関すること。 (7) 各種予防接種に関すること。 (8) 献血に関すること。 (9) 精神保健に関すること。 (10) 災害時医療救護に関すること。 (11) 保健事業の企画、調整、統計処理等に関すること。 (12) 保健師業務に関すること。 (13) 町民健康センターの管理運営に関すること。 (14) その他健康増進に関すること。
建設課	業務係	(1) 工事の見積り合わせ等諸手続に関すること。 (2) 工事用資材に関すること。 (3) 道路、堤とう等の占有及び使用許可に関すること。 (4) 業務用車両器具及び工具の管理に関すること。 (5) 浄化槽設置補助金等に関すること。 (6) 町道等の税務署協議に関すること。 (7) 町営住宅の管理運営等に関すること。 (8) 港務所に関すること。 (9) その他課内庶務に関すること。

	工務係	(1) 道路及び河川の維持管理及び改良補修に関すること。 (2) 港湾及び海岸の維持管理及び改良補修に関すること。 (3) 排水路の維持管理及び改良補修に関すること。 (4) 水門及び排水ポンプの維持管理及び改良補修に関すること。 (5) その他土木の管理に関すること。
	建築住宅係	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること。 (2) 建築工事の調査設計及び施工に関すること。 (3) 町有建築物の建築及び修繕に関すること。 (4) 空き家対策に関すること。 (5) 一般住宅の施策に関すること。 (6) その他建築に関すること。
	下水道係	(1) 下水道に係る計画、調査及び報告に関すること。 (2) 下水道事業に係る使用料、手数料及び受益者負担金に関すること。 (3) 公共下水道排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。 (4) 下水道施設の整備及び維持管理等に関すること。 (5) 公共下水道排水設備等の審査、検査及び指導に関すること。 (6) その他下水道の管理に関すること。
	地籍係	(1) 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査に関すること。 (2) 町有地及び法定外公共物の境界確定に関すること。 (3) 地籍調査に係る登記事務に関すること。 (4) 町道等の境界確定及び登記事務に関すること。 (5) その他地籍調査に関すること。
産業課	農林水産係	(1) 農林畜水産業の振興に関すること。 (2) 農林畜水産業の災害に関すること。 (3) 農林畜水産業の制度資金に関すること。 (4) 農林畜水産業の関係団体及び補助事業に関すること。 (5) 農業振興地域の整備に関すること。

		(6) 鳥獣の保護及び管理に関すること。 (7) 土地改良区に関すること。 (8) その他農林畜水産業に関すること。 (9) その他課内庶務に関すること。
	農地係	(1) 農業委員会に関すること。 (2) 農業利水に関すること。 (3) 農地法(昭和27年法律第229号)の運用に関する こと。 (4) 農業者年金に関すること。 (5) その他農地に関すること。
	商工観光係	(1) 商工業の振興に関すること。 (2) 企業誘致に関すること。 (3) 中小企業金融に関すること。 (4) 計量に関すること。 (5) 商工業団体に関すること。 (6) 消費者保護に関すること。 (7) 観光の振興、推進及び宣伝に関すること。 (8) 観光協会その他観光関係団体に関すること。 (9) 観光イベント等の開催に関すること。 (10) その他商工観光に関すること。

室名	係名	事務分掌
出納室	出納係	(1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の 出納及び保管に関すること。 (2) 小切手の振出しに関すること。 (3) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管 に関すること。 (4) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関するこ と。 (5) 現金及び財産の記録管理に関すること。 (6) 支出負担行為の確認に関すること。 (7) 収入調定及び支出命令の審査に関すること。 (8) 決算の調整に関すること。 (9) 指定金融機関に関すること。 (10) 資金運用に関すること。 (11) 債権者登録に関すること。

		(12) その他出納に関すること。 (13) その他室内庶務に関すること。
--	--	--

■ 教育総務課 総務係

- ア 職員の給与・共済に関すること。
- イ 奨学金に関すること。
- ウ 国際交流事業に関すること。
- エ 教育行政の相談に関すること。
- オ その他教育総務課内の庶務に関すること。

■ 教育総務課 学校教育係

- ア 児童・生徒の就学及び幼児の就園に関すること。
- イ 学校等の施設整備・管理に関すること。
- ウ 学校備品に関すること。
- エ 特別支援教育に関すること。
- オ 要・準要保護児童・生徒に関すること。
- カ 外国人教師招致事業に関すること。
- キ 学校の安全・保健に関すること。
- ク 学校給食、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターに関すること。
- ケ その他学校教育に関すること。

■ 生涯学習課 社会教育係

- ア 生涯学習推進に関すること。
- イ 文化財保護に関すること。
- ウ 青少年健全育成に関すること。
- エ 社会教育各種委員会に関すること。
- オ 保健体育に関すること。
- カ 人権・同和教育に関すること。
- キ 視聴覚教育に関すること。
- ク 芸術文化に関すること。
- ケ 社会教育団体に関すること。
- コ 家庭教育に関すること。
- サ 公民館、図書館及びスポーツ施設等の社会教育施設に関すること。
- シ その他生涯学習課内の庶務に関すること。